

湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 / 2月 8日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町条例第 35 号

湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例

湯河原町議会委員会条例（昭和33年湯河原町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第3項中「第2条」を「次条」に改める。

第3条中「第4条」を「次条」に改める。

第24条の2第3項中「第24条」を「前条」に改める。

別表総務文教・福祉常任委員会の項中「、デジタル推進室」を削り、「保健センター、こども支援課」を「健康こどもみらい課」に改め、同表環境・観光産業常任委員会の項中「まちづくり課、土木課」を「防災安全課、まちづくり課」に、「水道課、温泉課、下水道課」を「上下水道課、温泉課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。